

以下の内容は、プロポーザル選考を実施するに当たり、現段階で想定される業務内容を示したものである。実際に契約を締結する際は、受託事業者と協議の上、仕様内容を決定する。

## 令和3年度仕様書（案）

### 1 件名

文京区都市マスタープラン見直しに関する調査支援業務委託

### 2 契約期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで

### 3 履行場所

文京区管内

### 4 委託業務の内容

現行の「都市マスタープラン」の課題を整理するとともに、区民意向調査、個別事業実施所管調査を実施する。

#### (1) 計画準備

受託者は、本業務を実施するに当たり、令和3年度における実務実施方針、実施工程、業務実施体制、打合せ計画、成果品の内容、連絡体制及び令和3年度から令和5年度までの実施工程等を定めた業務計画書を提出し、事業執行担当者の承諾を受けること。この業務計画書は、プロポーザル募集の際に提出した提出書類との整合をとること。

#### (2) 基礎データの収集、分析及び上位・関連計画の整理及び課題の整理

ア 人口、世帯等の基礎データの収集及び分析（全国、東京都、他特別区等との比較分析）

イ 国、東京都及び区の上位・関連計画の計画等の整理、他特別区等の計画との比較分析

ウ 現行の「都市マスタープラン」の抱える課題、まちづくりの課題の整理

エ 文京区のまちの魅力・資源及び地域特性の調査及び分析

オ 現在の都市計画、まちづくりに係る、社会情勢の動向等に関する調査及び分析

#### (3) 区民意向調査の実施

現行の「都市マスタープラン」及び、現在の文京区の都市計画、まちづくり等に関する認知度、期待等について調査する。

なお、意向調査については、区民1,000人程度の回答を想定すること。

#### (4) 個別事業実施所管調査

現行の「都市マスタープラン」に係る事業について整理し、所管と実施状況について調査する。

#### (5) 見直しの検討資料の作成

4(2)から(4)までの調査・分析等の結果をとりまとめ、見直しについて検討し、資料を作成する。

見直しのねらい、方向性、目標などを示し、見直しに当たっての住民検討組織の運営形態の検討、計画検討への区民及び事業者の反映方策を含めた検討のまとめとすること。

- (6) 都市計画審議会資料の作成  
検討経過を都市計画審議会へ報告するための資料を作成し、80部印刷する。
- (7) 議会報告資料の作成  
検討経過を区議会へ報告するための資料を作成し、80部印刷する。
- (8) 庁内関係課及び東京都等関係機関の協議資料の作成  
検討経過を庁内関係課及び東京都等関係機関と協議するための資料を作成する。
- (9) ホームページ公開用資料の作成  
検討経過等をホームページで公開するための資料を作成する。
- (10) 打合せ・協議  
契約履行上及び会議・協議会のために必要な打合せ等に参加して助言する等の支援を行う。
- (11) (1)で作成した業務計画書をベースに履行期間内に実施した業務の進捗等について報告書を作成する。

## 5 成果品

- |                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| (1) 業務計画書                           | 2部  |
| (2) 業務報告書                           | 2部  |
| (3) 4(5)に係る見直しの検討資料                 | 50部 |
| (4) 都市計画審議会、議会報告等資料                 | 一式  |
| (5) 庁内関係課及び東京都等関係機関協議資料             | 一式  |
| (6) ホームページ公開資料データ (PDF等)            | 一式  |
| (7) 事業担当課との打合せ議事録                   | 一式  |
| (8) 成果品、関係資料等を記録した磁気データ (記録媒体は、CD等) | 一式  |
| (9) その他関連資料                         | 一式  |

※ (8)は、Word形式等編集可能なデータでの格納とする。

## 6 納品場所

文京シビックセンター18階 都市計画課

※ 成果品の納品に当たっては、社内照査を踏まえること。

## 7 区からの貸与資料

- (1) 平成23年度土地利用現況調査結果及び平成28年度土地利用現況調査結果
  - (2) 平成25年度都市計画基礎調査結果及び平成30年度都市計画基礎調査結果
  - (3) 地理情報システムデータ (東京都作成都市計画レイヤー)
  - (4) 平成27年度版東京都縮尺1/2,500地形図
  - (5) 文京区策定の関係計画書
- その他必要に応じて貸与する。

## 8 業務実施上の条件

- (1) 関連法令、上位・関連計画に沿った内容のものであること。
- (2) 文京区の地理的条件、東京都特別区の一区である状況、産業・人口構成等を考慮したものであること。

## 9 支払方法

検査合格後、受託者の請求書に基づき一括で支払うものとする。

## 10 契約不適合責任

本契約が完了し、成果物が納入された後、内容に不備、不足等、本契約の内容に適合しない場合は、区は、受託者に対してその修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求するものとする。ただし、区の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、この限りでない。

## 11 その他

- (1) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、区契約事務担当と協議の上決定する。
- (2) (1)に関するものを除く、契約履行上の打合せ事項に関しては、事業執行担当者を行うこと。
- (3) 本業務は、プロポーザル募集の際に提出した提出書類に記載した担当者及び従事者が行うこと。事業執行担当者の承諾がない限り、それらの者を変更してはならない。
- (4) 本件委託業務のために作成した報告書等の著作権及び著作権は、文京区に帰属する。ただし、写真・地図等の素材について、他に著作権を有している者がいるときは、その使用に関する手続について、必要に応じて受託者が支援すること。使用に料金が発生するものに関しては使用しないものとする。著作権を得て使用する写真等の素材についての著作権の区への譲渡はないものとする。
- (5) 本契約の履行に当たり知り得た情報は、本委託業務以外に使用し、又は公開しないこと。  
この義務は、本契約終了後も継続する。
- (6) 本契約を遂行する上で業務の一部について、第三者に再委託をする必要があるときは、あらかじめ再委託をする事業者名、再委託等の内容を区に書面をもって報告し、承諾を得なければならない。  
また、再委託等を請けた事業者にも、この契約内容を遵守させなければならない。
- (7) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の外、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (8) 本契約の履行に当たってハイブリッド車等の自動車を使用し、又は使用させる場合は、車両接近通報装置を備えた自動車を使用するよう努めること。
- (9) 本契約の履行に当たり、文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条

例第 6 号) を遵守すること。

- (10) 本契約の履行に当たり、文京区情報セキュリティに関する規則（平成 15 年 6 月文京区規則第 50 号）を遵守すること。
- (11) 本契約の履行に当たり、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例（平成 20 年 9 月文京区条例第 45 号）を遵守すること。
- (12) アスベストを含有していない製品を納品すること。
- (13) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守し、また、文京区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成 28 年 3 月文京区訓令第 13 号）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。
- (14) 本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例（平成 25 年 9 月文京区条例第 39 号）第 7 条及び「性自認および性的指向に関する対応指針（平成 29 年 3 月 14 日付 28 文総総第 1311 号）」を踏まえ、性別（性自認及び性的指向を含む。）に起因する差別的な取扱いを行わないこと。

## 12 連絡先

契約事務担当 総務部契約管財課契約係 電話 5803-1150（直通）  
事業執行担当者 都市計画部都市計画課都市計画担当 橋野 電話 5803-1239（直通）